

# 津波発生時における 避難確保計画作成の手引きについて

▶津波防災地域づくりに関する法律に基づく避難確保計画作成について

## 都道府県知事

津波浸水想定を踏まえて、津波災害警戒区域を指定

※徳島県では、平成25年11月に区域指定(案)を公表。  
静岡県では、平成26年2月に区域指定に向けた検討会を開催。

## 市町村長

津波災害警戒区域内の地下街等、要配慮者利用施設の名称と所在地を、市町村地域防災計画に定める。

## 事業者

- ◆避難確保計画作成、公表
    - 防災体制に関する事項
    - 利用者の避難の誘導に関する事項
    - 避難訓練及び防災教育の実施に関する事項
- 作成した計画は、市町村長に報告

支援

## 避難確保計画作成の手引き

- 地下街等
- 要配慮者利用施設(社会福祉施設、学校、医療施設等)

## 避難確保計画作成の手引きのポイント

- ◆近地津波と遠地津波といった津波到達時間の違いを踏まえ、避難誘導等の活動可能時間を判断し、防災体制を検討。
- ◆夜間や休日における従業員の非常参集ルートを津波を避けた設定とすることや、ライフジャケットを着用する等、従業員の安全確保に配慮。
- ◆独歩、護送(車いす)、担送(寝たきり)など利用者の移動能力に応じて、搬送具等の資器材の活用を検討。
- ◆避難場所までの避難が困難な場合、対象施設や近隣施設の上層階を一時避難場所として設定し、照明等の最低限必要な資器材の準備の必要性を記載。
- ◆入院者家族への連絡方法を事前に調整することや、避難場所・避難経路を施設内に掲示する等、事前準備の必要性を記載。
- ◆既に、消防計画や洪水時の避難確保計画等を定めている場合は、既存の計画に本手引きの項目を追加することでも対応可能な旨を記載。

▶各種手引きは、以下のウェブサイトでご覧いただけます。

津波 : [http://www.mlit.go.jp/river/shishin\\_guideline/](http://www.mlit.go.jp/river/shishin_guideline/)

洪水 : <http://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/>